

～シンポジウム～

ステルスマーケティング規制を考える

開催
日時

2023年2月3日（金）

18:00～20:00

開催
方法

Zoomウェビナーによる オンライン配信

【参加費 無料・事前申込 不要】

当日、日弁連ウェブサイトの本シンポジウム案内ページに掲載する参加用URLまたはウェビナーIDからご参加ください。



↑本シンポジウム案内ページはこちら↑

ステルスマーケティングは、広告であることを隠して行われる宣伝手法です。消費者は、それが広告であることに気付かず、無自覚なまま消費行動に影響を受けてしまいます。クチコミサイトでのなりすまし投稿や、芸能人・インフルエンサーに宣伝広告であることを隠して商品を紹介してもらうなどの事例が蔓延しています。

本シンポジウムでは、消費者庁による不当景品類及び不当表示防止法第5条第3号の内閣総理大臣告示にステルスマーケティングが追加されることに関する概要の説明をはじめ、日本や諸外国のステルスマーケティングの現状を確認し、その規制の在り方について検討します。

基
調
報
告

- ① 2023年内閣総理大臣告示追加の概要について
南 雅晴 氏（消費者庁表示対策課課長）
- ② 諸外国のステルスマーケティング規制の現状
カライスコス アントニオス 氏（京都大学大学院法学研究科准教授）
- ③ 日本におけるステルスマーケティングの現状
福永 さつき 氏（公益社団法人全国消費生活相談員協会）
- ④ ステルスマーケティング規制の実務的問題点
壇 俊光 弁護士（日弁連消費者問題対策委員会幹事）

パ
ネ
ル
デ
ィ
ス
シ
ョ
ン

パネリスト：南 雅晴 氏、カライスコス アントニオス 氏、
福永 さつき 氏、壇 俊光 弁護士

コーディネーター：板倉 陽一郎 弁護士（日弁連消費者問題対策委員会委員）

お問合せ先：日本弁護士連合会人権第二課 Tel：03-3580-9957